

令和2年度第1回第10期国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会

日 時：令和2年12月5日（土） 午前10時～正午

場 所：cocobunji プラザリオンホールAホール

出席委員：辻，谷垣，村松，山本，工藤，小林，平見，中島，小池，片岡，井原

事務局：坂本，可児，主代，杉野，齊藤，橋口

坂本室長： 本日はお忙しい中お集りいただきまして、ありがとうございます。私は本会議事務局を務めさせていただきます子ども家庭部子育て相談室長坂本と申します。

本日の流れなのですが、この後、委員の委嘱状の交付、各委員の紹介の後に本会議の会長及び副会長を選出していただきまして、会長決定後は会議の開会及び進行を会長へお譲りすることといたします。それまでの間の進行は事務局にて行いますので、よろしく願いいたします。

開会に先立ちまして、国分寺市子ども家庭部長可児より御挨拶をさせていただきます。

可児部長： 皆さん、おはようございます。本日は、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会にお集りいただきまして、ありがとうございます。子ども家庭部長の可児でございます。よろしく願いします。

国分寺市立子ども家庭支援センターは、平成13年に開設されました。平成18年には児童虐待相談に対応し、来年、令和3年度には創設20周年を迎え、国分寺市における子育て相談の総合相談窓口として位置づけられています。また、市では平成26年度に都内初のいじめ虐待防止条例であります国分寺市子どもいじめ虐待防止条例を施行し、いじめや虐待をなくすための施策を総合的に推進しているところでございます。

子育て環境を取り巻く近年の話題としましては、体罰の禁止を盛り込んだ改正児童福祉法及び改正児童虐待防止法が本年4月に施行されたことが挙げられます。これまでも子ども家庭支援センターは、子育てに関する幅広い相談を受け付け、児童虐待相談に関しては国分寺市の第一時的窓口として役割を果たしてまいりました。またこれらの法律の施行により、子ども家庭支援センターが果たす役割はより一層高まり、当センターに対する期待も同様に高まっていると考えております。運営協議会では、子ども家庭支援センターの活動内容及び運営に関する事項についてご審議いただき答申書に取りまとめでいただいております。

前期であります第9期の運営協議会では、子ども家庭支援センターの地域担当の業務をテーマといたしましたので、今期であります第10期は子ども家庭支援センターの相談担当の業務を中心にご審議いただく予定となっております。

子ども家庭支援センターに期待されている幅広い相談に対しての対応力を向上させるために、どのような取組を行っていくのがよいのか、それぞれ委員の皆様のお立場から忌憚のないご意見、ご提案を頂き、今後の子ども家庭支援センターの事業運営に活かしてまいりたいと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

なお、本日の委嘱状及び諮問書の交付につきましては、新型コロナウイルス感染症対策のため机上配付とさせていただいておりますので、そのことについてもご理解をいただきますよう、よろしくお願い申し上げます。以上でございます。

坂本室長：続きまして、委嘱状の交付を行わせていただきますが、本来市長のほうから交付をさせていただくところでございますが、先ほど子ども家庭部長よりお伝えいたしましたとおり、新型コロナウイルス感染症対策のため机上にての配付とさせていただいております。よろしくお願いいたします。

今回委員になられる中島さんが遅れていらっしゃるということをご報告するのを失念しましたので、申し訳ございません。お願いします。

続きまして、各委員より自己紹介をお願いしたいと思っています。本日は委員の皆様、改選後の初めての会議となります。順番に1分程度自己紹介のほうをしていただきたいと思います。

#### —各委員自己紹介（省略）—

坂本室長：ありがとうございます。続きまして、事務局の紹介をさせていただきます。事務局は私のほかに4名の職員のほうで担当させていただいておりますので、ご紹介させていただきます。

主代係長：本日はよろしくお願いいたします。子ども家庭支援センター相談担当係長をしております主代と申します。よろしくお願い致します。

杉野係長：皆さん、おはようございます。子ども家庭支援センターの地域担当係長をしております杉野と申します。よろしくお願い致します。

齊藤主任：おはようございます。前期に引き続きまして、事務局の担当をさせていただきます子ども家庭支援センター地域担当主任の齊藤と申します。どうぞよろしくお願い致します。

橋口：子ども家庭支援センター地域担当で計画の会計年度職員の橋口と申します。今回ちょっとお手伝いをさせていただきますので、よろしくお願い致します。

坂本室長：それでは自己紹介が終わりましたので、続きまして会長、副会長の選出をしたいと思っております。会長、副会長につきましては、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例第5条の規定に基づきまして、会長及び副会長は委員の互選により定めることとなっております。

まずは会長に立候補，または推薦のある委員がいらっしゃいましたらお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

委員：皆さんもそうだとおっしゃると思うので。ぜひ大学で教鞭をとられていて，児童福祉の専門であられる井原先生にお願いをできればと，私のほうで推薦させていただきたいと思います。

坂本室長：ただいま（識見を有する者）委員より，井原委員の会長への推薦がございましたが，いかがでしょうか。

（拍手）

坂本室長：そうしましたら，皆さんにお伺いしますが，井原会長で決定することでご異議ないでしょうか。よろしいでしょうか。そうしましたら，井原会長に決定ということでよろしくお願ひしたいと思います。

会 長：よろしくお願ひします。

坂本室長：続きまして，副会長のほうも立候補，推薦のほうをお願ひしたいと思います，いかがでしょうか。

会 長：会長にご推薦いただきまして，ありがとうございます。私自身中身の無い人間なので，実際相談に関わって前回から引き続きの委員でもあります片岡先生にお引き受けいただければ，私も何とか務まるかなというところでございます。いかがでしょうか。

坂本室長：ただいま井原会長のほうから片岡委員に副会長のご推薦を頂きましたが，皆さんいかがでしょうか。特にご異議はございませんか。よろしいですか。

そうしましたら，片岡委員に副会長のほうをお願ひということで決定したいと思います。

それでは，井原会長，片岡副会長，正面の会長，副会長の席にご移動いただきますようお願いいたします。

それでは，会長，副会長より就任に当たりまして，一言御挨拶を頂けたらと思いますのでお願ひします。

会 長：改めまして，井原でございます。皆さんの議論が活発に進んでいくよう努めてまいります。どうぞよろしくお願ひいたします。

副 会 長：ありがとうございます。意見をいろいろ言うのは得意なんですけど，取りまとめるのがうまいかというところとちょっと自分であまり自信もないのですが，皆さんのいろいろな意見の中でいい会にしていけたらと思っていますので，よろしくお願ひします。

坂本室長：ありがとうございます。それでは，これより会長に協議会の開会及び進行をお願ひしたいと思います。井原会長，よろしくお願ひいたします。

会 長：それでは，まず事務局から本会の成立について，確認及び説明をお願ひいたします。

事 務 局：事務局でございます。本協議会は本日現在 8 号委員である高等学校の教員が欠

員となっておりますので、計 11 名の委員で組織されております。また、現在 6 号委員であります中島委員が遅れて参加されるというご連絡を頂いておりますので、本日は出席委員が現在 9 名ではございますが 10 名の予定で、委員の半数の出席がございましたので、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例第 6 条第 2 項に基づきまして、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会が開催できることを確認しております。

会 長：ありがとうございます。改めまして、第 1 回 10 期子ども家庭支援センター運営会議を開催したいと思います。

まず資料の確認です。配付、郵送等ございます。事務局よりよろしくお願いたします。

事 務 局：事務局でございます。資料の確認をまずさせていただきたいと思っております。本日の資料は、資料ナンバー 1 から資料ナンバー 9 までとなっております。事前配布をさせていただきました資料は、資料 1 から資料 6 までとなっております。本日当日配付の資料といたしまして、資料 7 から資料 9 という形になっております。資料 1 に関しましては、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会諮問第 1 号審議スケジュール案という形で、本日から 10 カ月後ぐらいまでのスケジュールの案を挙げさせていただいております。資料 2 といたしまして、国分寺市立子ども家庭支援センターぶんちっちのリーフレット。資料 3 といたしまして「子育て相談室所掌事務」。資料 4 といたしまして「令和 2 年度子ども家庭支援センター相談担当地区担当表」。資料 5 といたしまして「国分寺市子ども家庭支援ネットワーク図」。資料 6 といたしまして、タイトルがございませんが、国分寺市の事務報告書。子ども家庭支援センター相談担当の事業の抜粋資料となっております。資料 7 といたしまして「国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例」。資料 8 といたしまして「国分寺市立子ども家庭支援センター条例」。資料 9 といたしまして、子ども家庭支援センター事業実施要項となっております。以上となりますが、資料に過不足のある委員の方いらっしゃいますでしょうか。よろしいでしょうか。ありがとうございます。

そうしましたら、続きまして、進行上の注意点についてご説明をさせていただきたいと思っております。本日、会議の途中で配付をさせていただきました「国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会の開催にあたって」という資料になりますが、こちら簡単に内容を読み上げさせていただきたいと思っております。こちら進行上の注意点となります。

1. 本会議は、公開となります。市民の傍聴ができます。
2. 本会議は、議事録作成のため、録音いたします。
3. 議事録は、逐語録で作成いたしますが、発言者は会長、副会長、委員と表記いたします。
4. 議事録は、会議終了後 2 ～ 3 週間程度で委員に送付いたします。内容を

ご確認の上、修正等の連絡をお願いします。議事録送付後、2週間経過した段階で御意見等がない場合は、確定といたします。

また、新型コロナウイルス感染症対策といたしまして、

5. 会議室への入室前に検温及び消毒を実施いたします。検温の結果、体温に異常があると判断される場合は、大変恐縮ですが、その場で御欠席とさせていただきます場合がございます。

6. 会議は1時間ごとに空気の入れ替えをさせていただきますので、あらかじめ御了承くださいますようお願いいたします。

7. 会議開催日当日に体調が悪い場合や、会議開催日の2週間以内に発熱等体調に変化があった場合は、出席を控えていただきますようお願いいたします。

8. 会議開催後2週間以内に、新型コロナウイルス感染の発症等があった場合は、下記連絡先まで御連絡いただきますようお願いいたします。

9. 本会議出席者の中で、新型コロナウイルス感染の発症等があった場合、保健所へ出席簿の提出いたしますことを御了承ください。

以上となります。

また、本日机上に国分寺市立子ども家庭支援センターのほうで発行している案内や東京都から発行されているチラシ等々を配付させていただいております。そちらも併せてご確認いただければと思っております。

会 長：ありがとうございます。（市内の小・中学校の保護者の代表者）委員がお見えになりましたので、簡単に自己紹介をしていただければと思います。

委員：すみません。遅れまして申し訳ありませんでした。市内小・中学校保護者代表としてPTA連合会より参りました。子どもは2年生と4年生、第八小学校に通っております。よろしく願いいたします。

会 長：ありがとうございます。続きまして、諮問書の交付ですが、諮問書について事務局、よろしく願いします。

事務局：事務局でございます。諮問書につきましては、本来市長より交付をさせていただいておりますが、新型コロナウイルス感染症対策として、今回は井原会長の席に諮問書を机上配付とさせていただいております。委員の皆様には写しを同じく机上配付とさせていただきました。

それでは諮問書を市長の代わりに代読させていただきます。

国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会会長殿。国分寺市長井澤邦夫。諮問書。国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会設置条例第2条第1項の規定に基づき、下記について諮問いたします。

記

国分寺市立子ども家庭支援センターにおける総合相談の対応力向上のための取組について意見を求めます。

以上でございます。この諮問に基づき総合相談の対応力向上のための取組に



ついてを審議していただくこととなります。よろしくお願いいたします。

会 長：ありがとうございます。これから来年の7月にかけて進めていきたいと思えます。

それでは、次第3の「議事」に移りますが、本日の議事について事務局より説明をお願いいたします。

事 務 局：事務局です。まず今回の会議の趣旨につきまして、説明をさせていただきます。現在総合相談の状況を委員の皆様方にご理解いただき、市役所本庁か別の施設での相談を受けることがよいか、相談として窓口機能でよいか、実際に窓口として人を配置することがよいか、センターの開館時間と相談時間を合わせるのか、相談時間のみを設けることがよいか、相談対応職員の資格や体制など、今後市民に身近で相談しやすく関係機関との連携が密にできることで相談の対応力を向上できる状況とするためにはどのようにすればよいか、検討、答申いただきたいと思いますと考えております。

事 務 局：続きまして、今年度の今会議の予定となります。資料1にて説明を行いますので、そちらのほうを御覧くださいませ。

第9期までは期初に交付した諮問に対して、2年間をかけて協議を頂き答申の提出を頂いておりました。しかし、1つの諮問に対して2年間の協議は長いのではないかというご意見と、変化の激しい社会情勢に対応するために、第10期より1つの諮問に対して、1年間で答申のご提出をお願いしたいと考えております。

本日交付いたしました令和2年諮問第1号に関しましては、令和3年8月から9月頃にご提出いただくという流れになります。こちらは現在事務局案となっておりますので、日程についてご協議いただきますようお願いいたします。また、この後内容の説明等々に入っていきたいと思っておりますが、時間的にそろそろいいお時間となっておりますので、換気のため15分程度の休憩を取らせていただきたいと思いますと思っております。休憩後、内容の説明に入らせていただきたいと思いますと思っておりますが、会長、よろしいでしょうか。

会 長：結構です。

事 務 局：ありがとうございます。そうしましたら、この時計がただいま10時40分となっておりますので、10時55分から再開させていただきたいと思えます。どうぞよろしくお願いいたします。

(休憩)

会 長：それでは時間も来ましたので、会を再開したいと思います。

まずお手元の資料ナンバー1、国分寺市立子ども家庭支援センター運営協議会 諮問第1号審議スケジュール(案)となっております。本日から令和3年7月にかけて審議及び決定ということになっていきます。こちら一応案でございますが、非常にタイトなスケジュールで、先ほど事務局から説明がありまし

たように、非常に具体的かつ広範囲に渡る答申を定めていかなければいけないということで、我々も審議をしっかりとしていかなければいけないということと、あと事務局にも資料の作成あるいは説明とご配慮いただく点があるかなと思います。基本的にはこのスケジュール案で進めさせていただきたいと思っておりますが、皆様いかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは諮問第1号審議スケジュール、この「案」をとりましてスケジュールとして確定をして、コロナ対応でどうなるかというのがまだ見えませんが、一応このスケジュールを目安に進めてまいりたいと思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、事業関係の資料の説明をお願いしたいと思います。事務局からよろしく願いします。

事務局：事務局です。それでは続きまして事業の説明のほうをさせていただきます。資料番号としましては、資料2から資料9になります。その都度資料の番号をご説明させていただきますので、御覧いただきながらご確認いただければと思います。

まず資料の9を御覧ください。こちらは東京都の子ども家庭支援センター支援事業実施要綱になります。そちらの目的のところを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。

まず東京都における子ども家庭支援センターの総合相談の目的を説明させていただきます。国分寺市は平成13年の開設時より、東京都子ども家庭支援センター実施要綱におきまして、福祉、保健、医療、教育等の各分野の関係機関と連携しながら、子どもと家庭に関する総合相談等を行うことにより、地域において子どもと家庭に関する支援ネットワークを構築し、福祉の向上に寄与することを目的とされております。そのように子ども家庭支援総合マネジメント事業として身近な相談機関として、子どもと家庭に関するあらゆる相談に一義的かつ総合的に対応することとしております。

次に、資料の2、国分寺市立子ども家庭支援センターぶんちっちのリーフレットと、あと資料8、国分寺市立子ども家庭支援センター条例。この2つのほうを御覧いただきながらお聞きいただければと思います。条例にて決められている開館時間などを説明させていただきます。

現在国分寺市立子ども家庭支援センターにおいて総合相談業務を行っております。子ども家庭支援センターの場所は、国立駅から徒歩15分程度のところに位置しております。リーフレットの後ろのところの、資料番号のついているほうの真ん中のところに地図がありますので御覧いただければと思います。

私どもの勤務時間は8時半から17時15分となっておりますが、条例に書いてありますとおり、開館時間を別に定めておりまして、開館日は火曜日から土曜日、午前9時半から午後5時。そして第2・第4木曜日は午後1時までとし

総合相談のほうに乗らせていただいている状況です。相談のほうはお電話または来館いただいで面接、またはご自宅に伺わせていただく訪問などでお受けしております。また市民の相談を通して、相談内容の必要性に応じて、また相談者の希望や同意に基づきまして、町内町外の相談支援機関、市内の小中学校、保育園、医療機関などと密な連携を取らせていただいている状況です。

連携を取らせていただいている機関につきましては、資料5にあります「国分寺市子ども家庭支援ネットワーク図」。こちらのほうを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、要保護児童対策地域協議会のメンバーを中心に、様々な団体によって支援の体制が作られるということで、主に要保護児童対策地域協議会のほうのネットワーク図となっておりますが、総合相談におきましても、こちらの各部署の方々と密な連携をさせていただいている現状がございますので、こちらのネットワーク図のほうを資料として載せさせていただいております。

次に、子ども家庭支援センター相談担当で行っている業務について、ご説明をさせていただきたいと思っております。こちらにつきましては、資料2、資料3のほうを御覧いただければと思います。資料2は先ほどのリーフレット、資料3につきましては、子育て相談室の事務についてご説明させていただいている内容となります。

資料3のほうの子ども家庭支援センター相談担当（5）から（12）のほうに書かれている部分となります。今回ご検討いただく総合相談（5）の部分になります。そのこと以外には、平成26年に教育部とともに策定しました国分寺市子どもいじめ虐待防止条例に基づき、市民講演会や子ども専用相談電話などを実施しております（6）になります。子どものいじめ虐待防止対策に関すること。また、（9）から（12）になるのですが、ファミリーサポートセンター、子ども家庭ショートステイ、育児支援ヘルパー、ひとり親ホームヘルプサービスの4つのサービスの提供、また調整に関することというところで（9）から（12）というような形となります。また、先ほどの資料5のネットワーク図でも伝えさせていただきました関係機関との連携、調整に関することという形で、以上の業務のほうを行っております。

次に、資料4のほうを御覧いただきながら、ご説明のほうを聞いていただければと思います。こちら資料4につきましては、今年度の子ども家庭支援センター相談担当の地区の担当表を載せさせていただいております。現在相談担当内には係長1人、係員10人で業務を行っております。各係員で先ほどお伝えさせていただきました業務を役割分担して行っているという状況です。また、総合相談業務を対応しているケースワーカーが7人おります。右側のほうを御覧いただければと思います。その7人のほうが、左側の表に書かれているように、東部地区、西部地区、そして町名ごとに地区のほうを分担させていただいてお



りまして、地区担当制を取っております。7人のケースワーカーのそれぞれの資格につきましては、また右側を御覧いただければと思うのですが、保健師、看護師の資格がある者が2人、保育士、幼稚園教諭の資格のある者が2人、社会福祉士の資格がある者が3人となっております。

続いて、下側に書いてある職員体制区分資格の人数について、ご説明をさせていただければと思うのですが、こちらにつきましては、資料9の4ページ目、右上でいきますと25になるのですが、4ページと書かれている上の辺りに、「職員の職務」と書かれている部分がありまして、こちらのほうの子ども家庭支援センターで定められた職員区分という形になりまして、こちらの体制についてもご説明をさせていただきたいと思っております。資料9の24ページ右側の部分と、資料4の右下の職員体制区分資格の人数の部分をご覧いただければと思います。

まず虐待対策コーディネーターという区分がございます。こちらは援助方針を検討し進行管理をする役割となっております。そちらが1人おります。次に書かれている要保護児童対策地域協議会の調整担当という区分がありまして、こちらは要保護児童対策地域協議会、通称「要対協」と呼ばさせていただきます。要対協の事務の総括、支援の実施状況の把握、関係機関等との連絡調整等の調整機関の業務を行う役割がありまして、研修によりその資格が取れるのですが、その資格がある者が2人おります。続いて、1つ飛ばさせていただきます。虐待対策ワーカーについてご説明をいたします。虐待対策ワーカーは、虐待相談、虐待が認められる家庭への支援、こちらを見守りサポート事業と呼んでおります。子どもの健全な成長が懸念される家庭への支援。こちらを養育支援訪問事業と呼ばせていただいております。児童相談所、保健所、保健センターなど他機関等との連携及び調整を行う役割となっております。こちらの資格を取るには、社会福祉士の資格がある方はそのまま区分の資格が取れることとなっております。ほかにうちのほうで資格のある保育士、幼稚園教諭や保健師、看護師などはそれぞれ経験年数が東京都のほうで決められておりまして、例えば保育士ですと3年以上相談業務に当たっているなどと決められた定めがございます。そちらのほうを経た後、必要な研修があります。その研修を受ければ区分資格が取れるという形となっております。虐待対策ワーカーの区分資格を取るイコール児童相談所などである児童福祉司。福祉司の司はツカサという図書館司書とかの司ですね。児童福祉司の資格があるという形になりまして、その資格のある者が係内に、現在研修中でもうすぐ取れるという者も含めまして9人おります。

そして、上に戻らせていただきまして、主任虐待対策ワーカー。こちらは先ほどご説明させていただいた虐待対策ワーカーとして、子ども家庭支援センターにおきまして児童家庭相談の経験年数が満3年以上の者というものが要件

となります。こちらの主任虐待対策ワーカーの役割としましては、豊富な経験を生かして、困難形成の主体的な対応や積極的な新人職員等への指導を行うこととなっております。うちのほうでは3年以上の職員は数名おりますが、現在この職を担っている者は1人となっております。

最後に、一番下に書かれております心理専門支援員の説明になります。専門性の強化事業として心理的ケアへの取組で、役割としましては、子どもや保護者当の心理的ケアに加え、保育所や子育て広場等の関係機関に対して支援方法のスーパーバイズ等をする役割となっております。こちらの担当の区分の資格のある職員が1人という形となっております。

最後に、総合相談の昨年度の件数などをご説明させていただきたいと思えます。資料6を御覧ください。こちら昨年度の事務報告書の抜粋となっております。まず、「いじめ・虐待防止等事務事業」のほうの説明をさせていただきます。こちらの事業は、先ほどもご説明させていただいたとおり、市民講演会や子ども専用相談電話等の事業を行っております。子ども専用相談電話というものが、先ほど机上にお渡しさせていただきましたこちらの「こそでん」というカードのほうを御覧いただければと思います。こちらの子ども専用相談電話としまして、子ども専用の電話回線を相談担当内に置きまして、お子様からの相談を行っているという状況でございます。こちらの「こそでん」というカードを市内の小中学校の児童、生徒さん全員にカードのほうを配らせていただいたり、このカードを配る際に各学校のほうに子ども家庭支援センターの職員のほうが出向かせていただきまして、給食の時間等でアナウンスというような形を取らせていただいて、皆様方に周知をさせていただいているという状況です。

大体市内の小中学校の生徒さん全員なので、年間8,000枚くらい配らせていただいているという状況でして、昨年度のお子様から頂いた相談件数が26件のご相談を頂いて、対応をさせていただいているという状況です。

内容のほうとしましては、友人関係の悩みですとか、先生との関係がちょっと合わなくて悩んでいるということとか、あとは家庭状況での相談など様々な相談を、ふだんなかなか気軽に話せないようなことを話せる状況としたいということで、匿名でもお受けさせていただいております。また、こちらにつきましては、昨年度より市内から電話をさせていただいた場合は、フリーアクセスという形で通話料無料で相談ができるという体制も取らせていただいております。

裏面のほうを御覧ください。次に、子ども家庭支援センター事務事業についてご説明をさせていただいております。こちらのほうで先ほどもお伝えさせていただいた総合相談や虐待相談というような形で受けさせていただいている相談の事業となります。こちらのほうの1番「相談事業」。こちらに載っている

(1)の新規受理件数。こちらが私どものほうで相談を受けさせていただいて対応のほうをさせていただいた全ての件数がこちらに載っているという状況で

す。昨年度は合計 582 件の相談に乗らせていただいております。内訳としましては、虐待に関する相談につきましては 202 件。隣にいきまして、養護相談。こちらは家庭状況や養育状況による相談という形になりまして、こちらが 247 件。隣にいきまして、保健相談。こちらは保護者や子どもの体に関する事などの相談ということで 9 件。隣にいきまして、障害相談。こちらは子どもの発達に関する相談や窓口に関する相談などとなりまして、こちらが 11 件。非行相談。こちらは子どもの万引きなど非行に関する事の相談。こちらが 1 件。育成相談というものが、育児やしつけについてですとか育児や友人関係について、また不登校の相談ということになりまして 90 件。今までお伝えさせていただいたところのどこにも該当しないというご相談内容の場合が、その他の相談となりまして、22 件となっております。

(3) のほうを御覧いただければと思います。こちらにつきましては、昨年度総合相談としてお受けさせていただいて、継続的な支援が必要であると子ども家庭支援センター内の会議で決定をしまして、そういった継続的支援を要するお子様方に対して行った支援の件数を載せさせていただいております。そういった継続的な支援が必要と判断した家庭の保護者の方、児童の方、関係機関などの対応、全て合わせて昨年度は 1 万 9,114 件の対応をさせていただいたという形になります。

現在の子ども家庭支援センター相談担当の現状に対しての説明は以上となります。

会 長：非常に多岐にわたるといふか資料が行ったり来たりというものでしたけれども、まず皆様から質疑等ございましたら、ご発言いただければと思います。まず理解するのがなかなか複雑な構成になっていますけれども。

本協議会で検討するのは、資料ナンバー 3 の (5) の総合相談に関する事ということで、それ以外にはということによろしいですか、まずは。片岡委員副会長、どうぞお願いします。

副 会 長：ちょっと私の理解が……。大きな枠として、今回このおおよそ 1 年で第 1 号諮問について対応するという事なのですが、2 年の任期の中でその後、全←相談関係について、第 2 号のものを 1 年ぐらいかけてやるという理解でよろしいのでしょうか。ごめんなさい、大前提なのですけど。

事 務 局：ありがとうございます。今回については総合相談の窓口ということでさせていただいて、残りの 1 年また相談関係で別の案件をと今、考えております。ただ、それが何というところでは決まっていないところではございますが、そのような予定でおります。

副 会 長：ありがとうございます。そうすると、今、聞いているこの子どもセンターの大きな枠組であるとか、相談の体制とかについては、今回の第 1 号諮問の前提にはなるけれども、もしかしたらその先のものの前提の理解にもなるかもしれな

いということになりますかね。分かりました。

会 長：私からよろしいですか。資料ナンバー6の裏面ですね。子ども家庭支援センター事務事業として、新規受理件数、虐待相談件数等ご報告いただきましたけれども、新規は新規として、(3)にあるような継続的支援というところがあるかなと思います。新規で1回やって終わりというのはなかなか少ないかなと思いますので、新規で受け付けた後、その後どういうふうに展開していかれるのか、その辺のイメージを教えていただければと思います。

事 務 局：事務局です。まず、例えば市民の方から相談を頂きました。そうしますと、係員の中で受理会議という会議を週1回行っておりまして、そちらのほうでこういった相談をお受けしましたということに係内で共有させていただきます。そして、この相談に対してどのように対応していこうかということが検討されます。そして、まず対応の必要性があるのかなのかということが決まりまして、一番最初に受理をするのかしないのかということが確定されます。受理をしますと、今度支援方針会議というのも同日に行っておりまして、支援方針として、こういった家庭をどのように支援していきましょうかというような方針立てをさせていただきます。そして流れの中では、その時点では継続的な支援というのはまだ決まらなくて、その後関係機関さんと連絡を取ったりとか、市民の方に、例えば必要な支援を入れたりとか、関係機関を紹介したりというような流れの中で、この方はやはり継続的に支援が必要だなという判断を毎週行っている支援方針会議の中で再度決定という形になります。そして継続的支援が必要ということで方針が固まった時点で、こちらの件数に載るという形になります。ですので、この継続的支援の件数につきましては、その前に決めるまでの段階に関わったものについては入っていない件数という形となります。説明は以上です。

会 長：ありがとうございます。継続期間というのは年単位のものから月単位のものまであるかなと思います。イメージとしては複数年いくケースが半数ぐらい占めるのか、その辺教えていただけますか。

事 務 局：相談の状況というのもございますが、私どもの相談は18歳未満までというところが国や都のほうで決まっているということもありまして、一番長い方ですと、やはりお子様が生まれる特定妊婦という形で、妊娠中の支援からお子様が18歳になるまで継続するというような長期スパンでの支援を行っている方も中にはおります。ですが、ほとんど平均的に言いますと、大体1年以内で終了する家庭のほうが多いというような印象がございます。

会 長：ありがとうございます。私、ちょっと幾つか質問しておきますので、皆様も質問考えておいてくださいね。

続けて、資料ナンバー9の専門相談員の職務としてありました保健医療等は分かるのですが、法律関係は先ほどの資料ナンバー4の職員体制のところでは

なくて、スーパーバイザーの弁護士の先生が担当されるというイメージなのか、この対応関係が。専門相談員の職務として。法律関係も一括して地区担当ケースワーカーが担うという理解なのか、法律関係は一応受理しておいて、スーパーバイザーの弁護士の先生が対応されるということなのか、その辺ちょっと見えてこなかったのをお願いします。

事務局：事務局です。法律関係の専門という形になりますと、子ども家庭支援センターのほうで、弁護士の先生にアドバイザー契約というのを毎年させていただいております。実は片岡先生にお願いしているのですが、片岡先生のほうで私たちの資格職務の中でなかなか分からない部分に関して法的な見解を、アドバイザー契約をさせていただいている片岡先生からお伺いするという機会を設けさせていただいております。こちらは定期的というのではなくて、そういった相談があったときに先生のほうにご連絡をさせていただいて、私どものほうでご相談をさせていただくという形となっております。

会長：そろそろ時間も後半戦に入っていきますので、皆様ぜひ率直に何かあればご発言を頂きたいと思いますが。

副会長：今の件に関して言えば、恐らく完全に法律マターだけがセンターに入ることにはほぼないだろうし、そうであればほかの法律相談に行ってくださいという話にはなるのでしょうか。関わっているケースの中で法的なことが関わるような問題の解決が必要だとなったときに、センターを通じてアドバイザーのほうに話が来て、またセンターを通じて当事者にこういう考え方があるよと、いろいろなことを返していくようなイメージかなと思っています。

あと、ちょっと件数のことについて言うと、新規の受理件数、今、年間で582かと多いなと思って見ているのですが、この辺り年で見ると増えてきているなということなのか、横ばい、または減ってきているということなのか、ちょっとその辺り概数でも分かればお教えいただきたいと思いますがいかがでしょうか。または次回でもと思っています。

事務局：事務局です。過去5カ年で見ますと、ずっと増加傾向という状況となっております。ただ、一昨年度に比べまして昨年度は1回減っている状況ですが、5カ年を平均的に見ますと増加傾向という形になります。もし具体的な件数ということでしたら、次回お示しさせていただきます。

副会長：どのぐらいの規模で増えているかというのは、ちょっと考える上でも知りたいなと思うので、もし可能であればお願いしたいと思います。

あと、相談事業を考えると、恐らく入口とまた受けてからの内容に踏み込んでどういうふうにやっていくかというパターンと、入口として子ども自身から相談が入るという「こそでん」というのはすごく貴重だなと思ってお聞きしているのですが、この辺り26件で、これ電話の受け手はどんな方がされているのですかね。



事務局：事務局です。電話のほうなのですが、受けているのは心理職の人間ですとか、あとはケースワーカー7人の保健師とか保育士、社会福祉士という形になります。

副会長：なるほど。先ほど職員体制で紹介いただいた人数の中で対応してくださっているということなのですね。あと、もし可能であればどんな年齢の子が連絡をしてきているとか、またこの電話から面接につながった例があるとか、もしその辺りも26件中お分かりになればと思います。

事務局：すみません。お待たせいたしました。事務局です。まず男女比につきましては、男の子が3人、女の子が23人。こちらは昨年度になります。そして、年齢のほうやはり匿名という形を取っているのですが、とても集計がなかなかできにくくなっておりまして、ご本人がおっしゃっていただいたりとか、相談の内容でこのぐらいではないかというような推測というところを加味させていただきまして、昨年度につきましては、小学校の低学年が5人、小学校の高学年が7人、中学生が12人、義務教育終了したお子さんが2人という内訳となっております。

副会長：ありがとうございます。やはり基本は匿名で名前を言わずに相談をしてくれるということですかね。

事務局：すみません。実際に相談電話を受け付けて、その後お子さん自身にあったということではないのですが、お子さんがどうやら私のお友達が家庭内で暴力を受けているというようなご相談が入りまして、その相談をしてきたお子さんではないのですが、その相談のあった家庭のお子さんには会えたというようなケースはございます。

副会長：ありがとうございます。

会長：いかがでしょうか。

委員：何点か質問をさせていただきます。相談から継続支援が決まるまでというか、まず相談を受けてから支援方針が決まるまでの大体のお時間というのは、結構虐待の場合にはスピーディーに対応が必要なものが多いと思うのですが、その大体の期間というか、こういった感じで方針が決まるのかということを教えていただきたいのと、あと総合相談を受ける方を、私も保護者の相談を受けていると、結構心理な相談が多いかなと思うのですが、心理専門の支援員さんというのは、こういった資格を持った方がそれを担当しているのかということを教えていただければと思います。

事務局：まず継続になるスパンということなのですが、こちら東京都の統計という位置づけがございまして、統計上数回で終わるような支援は継続ではなく、単発相談として受けましょう。それ以上の支援が必要な場合は継続相談という決まりとなっております。ですが、もう最初に相談が入った時点で、明らかにこの方はもう数回では終わらないだろうと決まる場合は、受理会議の段階で継続相

談と決まる場合もございますし、あとは一旦相談を受け付けて対応していく中で、数回行ってみて、やはりその後も支援が必要だろうと考えることで継続相談と決まる場合もございます。ですので、一概に数カ月たったから継続とか数カ月で終わるとか、そういうことが言えないところがありますが、大体1カ月、2カ月ぐらい様子をこちらのほうで確認をさせていただきながら、関係機関の情報等も聞きながら、それで終了できない場合はほとんど継続相談とさせていただいているという現状がございます。

また、心理相談の心理専門員につきましては、子ども家庭支援センター内で心理職の資格のある職員が数名おまして、時間額の会計年度職員さんというのもお願いしておまして、そちらの職員で当たっているというような状況でございます。

会 長：資格の種別について、いろいろな何とか心理士というのがあると思いますが、その辺は。

事 務 局：この時間額の会計年度任用職員のほうが公認心理士師のほうを取っておりまして、もう1人の職員は臨床心理士の資格となっているということです。

会 長：ありがとうございます。そのほかいかがでしょうか。

委員：諮問書をまず読ませていただいたときに、総合相談の対応力向上というところでのどのようなことなのかなと漠然と考えていたときに、冒頭主代さんのほうから、窓口機能のこととかセンターの開館時間、相談の時間帯とかそういうハードな部分を私たちが考えていくのかなという、ちょっとその辺りのところが私の中で曖昧な、私たち主任児童員は毎月相談担当の職員の皆さんと市内の支援が必要なお子さん、ご家庭について情報共有をさせていただいておまして、毎回職員の皆さんがこういう方針で、あるいはこういう対応で関わっていますというご報告を受けながら、その支援対象の家庭の保護者の方とか、それからお子さんたちが非常に変わっていかれる様子もお聞きしていますと、対応力向上という求められているところが、今以上の向上を一体どういう部分で求められているのかなという辺りが、非常に私の中ではっきりとしてこないところがありまして、もうちょっと具体的にお聞きしたいなと考えました。

会 長：それでは、事務局どなたでしょう。窓口の場所だとか、あるいは開館時間だとか、あるいは資格とかというご説明が冒頭あったかなと思いますが、諮問内容、総合相談の対応力向上というところで、どういったものを、ハードのものなのかどうなのか。

事 務 局：事務局です。諮問の趣旨についてご説明させていただいた中で、もちろんハード面というところの部分につきましてもご検討いただければと思っているのですが、現在市民に身近で相談しやすいところですか、関係機関との連携が密にできるというような、現在のところで対応している状況ではあるのですが、なかなかそういった身近で相談しやすいところになっているのかどうなのかと

いう部分が、中にいる人間から見えにくい部分もございまして、そういった中でもうちょっとこうしたほうがいいのではないかというところの具体策をより頂けるとありがたいと思ひまして、こういった諮問にさせていただいております。

会 長：委員，それでよろしいでしょうか。

委員：ありがとうございました。

会 長：（支援センターの利用者）委員，よろしくお願ひしますという感じですね。利用者の立場からどういうきっかけでというところがあるかなと思ひます。これはおひおひご発言を頂ければと思ひます。その点に関して，先ほど説明のありました相談の在り方ですね。来館と電話と訪問とありましたが，来館の割合，あるいは電話の割合，そして養育等訪問支援とかそういった他機関からの紹介事例，そしてそれ以外に子ども家庭支援センターがアウトリーチという形で出て行って，ケースを把握するようなことがどの程度あるのかというところ，入口のところをご説明いただければと思ひます。

事務局：事務局です。実際の最終的な件数としましては，訪問，来所，その他というような形で，資料6の12ページのほうになるのですが，1番，相談事業（3）の継続的支援を要する児童というところで，訪問，来所，その他，こちらがほとんど電話になります。というような形で内訳を載せさせていただいております。お子さんに対しては圧倒的に訪問させていただくということでお会いさせていただくことが多いです。保護者の方につきましては，もちろん来所していただく場合もございしますが，訪問させていただいたり，あとは電話で様子のほうをお伺ひしたり，相談に乗せさせていただいているということが多いという印象でございします。それに伴って関係機関の連携というところで，会議をさせていただくところは，こちらに来ていただくことが来所となっております。子ども家庭支援センター内で会議を行うのは，来所のほうに件数が入っております。学校さんとか，あと例えば児童相談所さんとか，そういったところで会議をする場合が訪問というような形で件数が挙がっております。ただ，やはり密に連絡を取っておりますので，圧倒的に電話で何度もやり取りをするということが多いので，関係機関についても電話での対応が一番多いという状況です。

会 長：すみません。私の質問の趣旨は，ケースがかかる最初の入口段階でどうかというところなんです。

事務局：申し訳ございません。入口につきましては，9割方電話での相談という形となっております。実際ぶんちっちに直接来ていただいたりとか，ぶんちっちの広場を使っただいて，その中でちょっと相談があるというような声かけを頂いてご相談に乗らせていただくということもございしますし，来所されて，相談がありますということで頂く場合もございしますが，大体9割以上は電話での

相談が一番最初という形となります。

こちらのほうからは、もちろん相談を受けさせていただくというある意味待ちの部分と、あとは（４）に載せさせていただいているように、小学校や中学校、あと保育園や幼稚園というところで、お子様たちが在籍しているような場所に出向かせていただいて、そこで関わっていらっしゃる先生方のほうにお話をお伺いして、ご相談のあるお子さんたちはいないかというところを、巡回相談というような形でご相談のほうを聞かせていただいているような形を取らせていただいております。

会 長：ありがとうございます。それでは、時間も大分迫ってきましたが、皆様いかがでしょうか。すみません。会長のほうがいろいろ質問してしまって申し訳ないのですが、皆様からも。

委員：特に乳幼児だったり児童虐待に対しての対応というのはすごく手厚いように感じるのですが、小中学生に対してだと「こそでん」のお話だったり、巡回相談というのはあると思うのですが。あとはたまり場というのをお聞きしていたのですが、それ以外で例えばスクールソーシャルワーカーの配置だったりとか、あと子ども食堂であったりとか、メンタルフレンドとかそういった何か小中学生に対する対応というのは、どのような事業がほかにあるのかというのを少しお聞かせいただければと思います。よろしくお願いします。

事 務 局：まず、具体策として挙げていただいたスクールソーシャルワーカーにつきましては、市内の教育部のほうに配置されておりまして、国分寺市内には２名おりまして、小学校、中学校というところで担当を決めて、２名の者が小学校、中学校に出向いたり、ご家庭にお伺いしたりという形で対応している状況です。もちろん相談担当とも密な連携をさせていただいていて、こちらスクールソーシャルワーカーと定期的な連絡会という形で情報共有をさせていただいている状況です。

子ども食堂のほうなのですが、子ども食堂の状況は……。

委員：公式でやっている子ども食堂はないのですか。

事 務 局：ないですね。国分寺市内では公式的なところはないという状況です。ただ、民間的にやっただいているところの情報を私どものほうで頂いて、主に主任児童員さんから頂くのですが、頂いて、そういったやはり食事の支援が必要だなというご家庭にはご紹介というような形でご支援させていただいております。

メンタルフレンドについては（東京都小平児童相談所の代表者）委員のほうがよくご存じではないかと思うのですが、よろしいでしょうか。

委員：振っていただいてありがとうございます。メンタルフレンド活動は東京都が実施している、全国的には心の友事業ということで、東京都はメンタルフレンドさんということで。年齢の近い学生さん、あるいは２０代ぐらいまでの方をお

子さんと関わっていただいて、社会生活とか学校生活ですとか、そういったところの充実で充てていただくという事業なのですけれども、メンタルフレンドについては東京都の事業になるので、一度東京都のほうで、いわゆる先ほどの育成相談とか不登校相談ですとか、そういった形で関わりが始まって、それ以降ご希望があれば。あと、それから必要性をこちらのほうでも判断させていただいて、ご提案をして関わりが始まるという形になっています。中にはいわゆる非行相談とか虐待相談ですとか、そういった相談を端緒に在宅で生活することはするのだけれども、お兄さんお姉さんと関わることで少し充実が図られるという方もいらっしゃるの、そういう形で対応させていただくということになります。ちなみに小平児童相談所管内は非常にメンタルフレンド活動を盛んにやっています、学生さんたちも手を挙げて応募していただいて、研修をしていただいた上で東京都全体として登録をして、そういった活動をしていただくのですけれども、そういった意味では少し利用が活発になるといいのかなと思っています。

すみません。せっかくマイクを頂いたので、ちょっとご質問というか少し意見をさせていただければと思うのですが。1点お願いは、先ほど冒頭でご説明のあった諮問の趣旨なのですけれども、少し私も全容が把握し切れなかったところもあって、可能であれば次回でもいいのですけれども、少し箇条書きというか、事務局の方からの趣旨について少し列挙していただけるとありがたいかなと思っています。ハード面とやはりソフト面と両方あるのかなとも思いますし、児童相談所側の立場から言えば、いわゆる連携のしやすさというところだと、時間帯ですとかそういった職員体制のところとか、そういったところもぜひ考えていただきたい。今日、部長もいらっしゃるの、お願いの部分もあるのですけれども。東京都もやはり考えていかなければいけない部分です、本当に地元の支援を担っていらっしゃる職員さんも万全の状態というか、長く支援するためにはやはりいい状態でやる必要があると思うので、そういったことを一緒に考えていただけるとありがたいかなと思っています。

もう1つは、先ほどのちょっとハードということもあるのですけれども、先ほど「こそでん」ということをご紹介いただいて、ご相談が26件あるという話で、これは受付時間が、職員さんが対応されているからだと思うのですが、どうしても火曜日から土曜日の開庁時間の8時半から5時ということになっていて、ちょっと私自身が率直に感じるのは、この時間は子どもは学校にも行っているし、それから保護者の方も結構フルに活動している時間で、なかなか相談が本当にできる時間になっているのかなという感じはします。東京都もLINE相談とかやっていて、それは児相単位というよりは東京都全体の事業としてやっているのですけれども。LINE相談もそれから189も、やはり夜の時間は結構相談あるのですよね。個人的にテレビなどを見ていると、You t u



b eなどを最近は見ている、Y o u t u b eの配信の更新とかあいうのも、大体5時ぐらいから9時ぐらいが結構盛んに行われるみたいな話も聞くと、学生さんとか児童の一番活発にこういう情報交換とか発信するという時間帯はその辺りの時間なのかなと思ったりもして。アクセスのしやすさ、相談のしやすさというのを、児童相談所なども考えていく必要があるだろうなと思いますし、すぐにはなかなか急に変えられるものではないのかなと思うのですけれども、ぜひ今、利用されている方々の率直の意見とかを私も伺いたいなと思ったところです。

事務局：ありがとうございます。

会長：ありがとうございます。それでは次回また資料を準備いただくというごをお願いをしたいと思います。ぼちぼちと12時が迫ってきましたけれども。

委員：資料6関係でちょっと教えてください。一応保育園側が来ているので、資料6の12ページのところで、保育所から市民の虐待の受付が24件ありますと書いてあって、意外と割合として多いのだなというのを私あまり知らなくて、どういうケースがあるのかなというのを教えていただきたいのが1つと、あと事業の11ページのところで、一番上にお金の歳出が書いてあるのですが、内訳が(8)(11)(12)と書いてあって、これが何になっているのが読み取れなかったのと、あと最後に、11ページの一番下に事業評価というものがあるのですが、一応評価は現状維持になっていて、そこが拡大とかではなく現状維持になっているところを、どういう考え方というか状況なのかなというのを少し補足して教えていただきたいなというところです。

会長：ありがとうございます。時間にもちょっと限りがございますので、そのほか質問があればここで出していただいて、まとめて事務局に答えていただくという形を取らせていただきたいのですが、そのほかご質問ある方がでしょうか。

委員：単純にこの新規の相談事業受付が582件、継続で1万9,114件。今、働かされている皆さんにとっては多いのか、もう手いっぱいだよという状況なのか、それともやはりもっと受けたいなという状況なのか。1人1人の……のキャパというのもあると思いますし、今の人数でもうこれ以上受けられないよというのに、これ以上時間を増やしたり対応力を向上させるためにもっと受けましょうというのも、それもまた違うし。お1人が平均でどれぐらい持っているとかというのもエリアによっては違うと思うのですけれども、もっとこういうところを強くしたいのか、全体的にみんな相談しやすいように数をもっと受け入れたいのか、そこら辺を次回とかでも構わないので、今現状これぐらいやっているのですというところが分かれば。私自身も何件も何件も受けられないだろうなとも思いましたので、その辺りがどうなのかなと思ったので質問でした。

会長：1人当たりのケースの担当数。そしてその感覚ですね、多いのか少ないのか。その辺ですね。そのほかいかがでしょうか。よろしいですか。では、事務局の

ほうからお願いをいたします。

事務局：事務局です。（２）の虐待相談の新規受理の受付の保育所につきましては、細かなところはちょっと個人情報もありますので、あまり伝えられないのですが、傷あざがあるとかお子さん自身が家庭内でそういったことが起きたですとか、体重が減ってきているようだとか、そういった通告が多いという印象がござい  
ます。

すみません。歳出の内訳と評価につきましては、室長のほうからご説明させていただければと思っております、こちらの相談体制の状況につきまして、先にご説明させていただきます。大体1人当たり担当数が、先ほどもお伝えしたような流れで、継続的な支援をしているという件数が30件から40件というところ  
です。もちろん一概に件数が多いから大変とか、少ないから楽だということ  
は言えないのですが、やはり1件そういった相談が入ったら、やはりすぐに対応しなければいけないというような緊張感と緊急性というところがあって、みんなすごく頑張っていてはいるのですが、やはりいつもピリピリと切り詰めた状況で仕事をしているという状況になっております。

会 長：ありがとうございます。それでは坂本室長。

坂本室長：室長坂本です。まず資料6、11 ページですね。1番目の歳出のところの括弧書きの数字なのですが、これは予算科目でございまして、例えば消耗品費とか報償費だとかそういったものになっています。申し訳ありません。ちょっと手元に資料がないので、8番、11番、12番がどういったものが該当するかというのがお伝えすることができません。恐らく子ども専用相談電話であるとかその広報、子ども専用相談電話のカード配布であったりリーフレット配布、講演会、こういったものに係る費用のところ、その内訳がここに載っています。消耗品費であったりとか多分印刷、製本費であったりとかそういったものがあります。括弧書きはそういった予算の科目になります。

続きまして、事務事業評価のところでございます。昨年の事務のこの結果を基に、これは平成31年度、令和元年度の事務報告書でして、この事務事業評価は今後の進め方ということで、令和2年度以降についての事務事業評価ということになります。令和2年度以降につきましても、考え方としましては、引き続き子ども専用相談電話を周知していったりとか、児童虐待防止条例というものがございまして、その防止条例に基づく市民講演会や研修。またそういった子育て支援講座を引き続き継続してやっていくということで評価をしております。今のところ令和2年度のところで、拡大、拡充をしていくというところは考えてございませ  
んが、先ほどもご意見とかも頂いています。今回のこの協議会の中でいろいろご意見いただいた上で、また課題とかも見えたら、そのところについては検討していきたいと思っております。

あともう1つ、先ほどのご質問のところではないのですが、答申の趣

旨のところでございます。……冒頭でハード面のところを少しお話しさせていただきましても、あくまで今回の答申というのはソフト面「総合相談の対応力の向上」でございますので、やはりそのところの部分のご意見もぜひ頂きたいと思っています。それも踏まえて、そのハード面のところも改善ができるところとか課題とかがあって改善したほうが良いというところであれば、その部分のご意見も頂きたいと思っております。先ほど（東京都小平児童相談所の代表）委員のほうからお話しいただきましたその趣旨の箇条書き、そういったものも次回のときにお示しをさせていただきたいと思っています。

あと、先ほどからお話しいただきました新規相談から継続相談に至るまで、先ほどもちょっと口頭でご説明をさせていただきましたけれども、そこら辺もう少し分かりやすいようなフローを、次回のときにはご用意をさせていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

会 長：ありがとうございます。それでは、質疑についてはこれでよろしいでしょうか。

村松委員：次回話し合いで意見を求められている箇条書きのものを頂けるといことなのですけれども、その中で職員の方の資格がこれでよいのかというところもあったと思うので、職員体制のところ、先ほど口頭でご説明していただいたのですけれども、資格の一覧というかそういうのもあったほうが話し合いがしやすいかと思うのですけれども……。

事務局：事務局です。すみません、質問をさせていただきます。資料ナンバー4のほうに内訳を載せさせていただいているのですが、それではなくというように。

村松委員：先ほどは口頭で、例えば心理士専門職員の方の資格という名称を口頭で説明していただいたと思うのですけれども。

会 長：先ほど事務局から心理士として、公認心理士師、臨床心理士ということで、そういったものをペーパーで出していただきたいということで。ソフト面でどういった人たちがあっているのか、もう一度一覧として出していただくということで。地区担当ケースワーカーと職員体制とどこがどう重複しているのかとか、その辺を含めて職員体制がどういう状況なのかというのをお示しいただきたいということで、よろしいですか。

事務局：はい。

会 長：委員、そういう趣旨でよろしいですか。

委員：はい、そうです。

事務局：では、ケースワーカーの資格と区分の資格というところを一覧表にして示していきたいと思っております。

委員：お願いします。

会 長：よろしくお願いたします。今回資料提出いただきましたのは、子ども家庭支援センター、実際に関わっているケースが主であったかなということで、私も次回に向けては、もう少し国分寺市の全体状況、社会動態だとか出生数、ある

いは転出入，そういった全体状況を踏まえないとなかなかイメージがしづらかなかと思いますので，また別途資料等については次回の審議に関わるもの，そういったものが必要になるかというところでご検討いただき準備いただければと思います。

それでは，ちょっと定刻を過ぎてしまいました，これにて今日の審議は終わりとしていただきたいのですが，よろしいでしょうか。ありがとうございます。それでは，次回の日程について事務局より説明をお願いします。

事務局：事務局でございます。今，会長からありましたように，次回の日程を決定させていただきたいと思っております。本日，先ほど資料1のほうでスケジュールという形で詰めさせていただいておりますが，次回の予定といたしましては，令和3年2月となっております。流れに沿って，大体2カ月後であれば，2月6日土曜日ですとか13日土曜日となりますが，委員の皆様のご都合はいかがでしょうか。もしこの日は駄目だよとかございましたら，お教えいただければと思います。

会長：どうぞここは率直にご事情をお伝えいただければと思いますが。では，まず2月6日既に予定が入っておられる方いらっしゃいますか。では13日。どちらとも可能ということでしょうか。この場で決めたほうがよろしいですかね。

事務局：はい。決めさせていただければと思います。そうしましたら，6も13も問題ないということでございましたので，2月6日の土曜日に開催をさせていただきたい（後述で日程の変更あり）と思っております。お時間に関しましては，本日と同じ10時から12時という形でよろしいでしょうか。そうしましたら，本日は国分寺駅のcocobunjiプラザで開催をさせていただきましたが，例年子ども家庭支援センターで行わせていただいております。会場の都合で，また次回別会場となることもございますし，このcocobunjiプラザで行わせていただくということもありますので，その点に関しましては，決定いたしました依頼文をお出しさせていただきますので，そちらのほうでご確認いただければと思っております。また，新型コロナウイルス感染症の状況的に，今現在増加の傾向にございますので，状況によっては集まっての協議会が開催できない可能性もございます。状況によってはWEB会議で開催となる可能性もございますので，その際必要になるのは，Eメールアドレス等々が必要になる可能性がございます。その際は別途ご案内をさせていただきたいと思っておりますので，ご対応のほどお願いできればと思っております。

また最後に，前期からの継続の委員でない方に関しましては，開催通知文を送付しました際に，口座情報及びマイナンバーの提出依頼を同封させていただいております。まだ書類をご提出されていらっしゃらない方は，協議会終了後に回収をさせていただきますので，お声がけください。前期から引き続きの

方々に関しましては、書類のほうはお送りしておりませんが、もし口座振替の宛先が変わったとかそういったことがありましたら、そちらも併せて事務局までお問合せいただければと思います。

最後日程の確認をさせていただきます。令和3年2月6日土曜日、10時から12時ということで開催をさせていただきたいと思います。よろしく願いいたします。

会 長：ありがとうございます。次回日程が決まりまして、内容が総合相談対応力向上に係る課題の抽出ということで、次回にはソフトを中心にしながらハードも検討するという方向になるかなと思いますが。あらかじめ諮問の具体的な内容、これを文章で示していただいて、必要な資料等各委員から事前にご通知いただければ、ここでのやり取りをもう少しスムーズにできるかなと思いますので、その辺は事務局にお願いをしてよろしいですか。

事 務 局：事務局のほうでこの点对応させていただきたいと思っております。

会 長：限られた期間、時間の中で審議をいたしますので、できる限りこの場で検討を進めていきたいと思っております。質疑で終わるのではなくて、検討を具体的に進めていきたいということで、各委員の皆様にもご協力いただければと思います。事務局の皆様には、ちょっと働き方改革の中で逆行するような形になって恐縮ですが、ご負担をお願いできればと思います。それでは特になければ、これで終わりたいと思っておりますが、事務局から手が挙がりました。お願いします。

事 務 局：申し訳ございません。ただいま2月6日と申し上げましたが、この同じcocobunji プラザのAホールが、2月13日土曜日であれば今、空いているところがございまして、WEB会議になる可能性もあるのではございますが、13日のほうに変更させていただいてもよろしいでしょうか。そうしましたら、場所もこの場で、2月13日土曜日10時から12時、cocobunji プラザAホールということで決定をさせていただければと思います。併せまして、今、会長からお話ございました追加の資料のご要望というか依頼につきましては、資料準備をさせていただきたいと思っておりますので、年内中にご意見、ご要望等々いただければと思っております。方法といたしましては、お電話もしくは子ども家庭支援センターのEメールにその点ご記載いただいております。よろしく願いいたします。

会 長：それでは次回のスケジュール、2月13日10時から12時予定で、このまま推移していけば、そう願いたいですが、あるいは低下を願いたいですが、ここで開催をするということでご確認を頂きまして、今日はこれにて終わりたいと思っております。ありがとうございました。

—了—